

令和4年度役員等報酬基準について

(令和4年4月～令和5年3月)

※ 役員等報酬基準

役員（理事・監事）及び評議員に対して報酬等は、定款規程により、支給しないことになっております。又今期においても支給しておりません。

令和5年5月18日

千葉県東金市極楽寺163番1

社会福祉法人 福福会

業務執行理事 市川 浩

(揭示責任者)